

【令和8年度以降の地域協議会に代わる組織案について】

【方向性】

市が条例で定める機関として

- ・市が行う地域の事務、政策等について諮問・答申、審議、研究等を行い意見を述べること
- ・委員は市から委嘱され、報酬を受けて運営していくこと
- ・現在の地域協議会の権限を維持するには、法律または条令で定める市の付属機関としての位置づけが必要。

協議会設置の法的根拠が変わります	
現在	令和8年度以降
合併特例法に基づく設置 地方自治法第202条の5に規定	石狩市自治基本条例に基づく協議会 設置条例で対応予定 地方自治法第138条の4による

★基本的に現在の地域協議会の仕組みをベースに3点の検討が必要

検討する内容	現 在	事務局案
地域協議会の組織と委員の任期・報酬 (組 織)	地域内に住所があり、住民の多様な意見が適切に反映されるよう配慮して選任（上限15人） ・公共的団体が推薦する者 ・識見を有する者 ・公募に応じた者 任期は2年とし、再任は妨げない 委員の報酬、費用弁償は市の規定による	地域内に住所があり、住民の多様な意見が適切に反映されるよう配慮して選任 ・公共的団体が推薦する者 ・識見を有する者 ・公募に応じた者 任期は2年とし、再任は妨げない 委員の報酬、費用弁償は市の規定による 【事務局案】 人数上限、構成についてはこの範囲内で選任と考える。 【事務局案】 委員の過度な負担を軽減し、持続可能で効率的、実効的な組織としたい。
地域協議会の会長及び副会長（代表者）	・会長及び副会長を委員の互選で各1名を置く。	・会長及び副会長を委員の互選で各1名を置く。 【事務局案】 現状維持と考える。
地域協議会の審議事項（権 限）	・新市建設計画に関する事項 ・過疎地域持続的発展市町村計画に関する事項 ・地域振興のための基金の活用に関する事項 ・地域に必要な事項に関する要望、陳情	→新市建設計画に関する事項【令和8年3月31日終了】 ・過疎地域持続的発展市町村計画に関する事項 ・地域振興のための基金の活用に関する事項 ・地域に必要な事項に関する要望、陳情 【事務局案】 現状維持と考える。

【現在の構成メンバー】

○【1号委員】 公共的団体が推薦する者（10名）

- ・自治会連合会2名、農協1名、漁協1名、商工会1名、まち協1名、浜婦連1名、商工会1名、わかもん会1名、民生委員児童委員連合協議会1名、浜益特定地域づくり事業協同組合1名

○【2号委員】 識見を有する者（2名）

- ・小学校・中学校の校長先生

○【3号委員】 公募に応じた者（2名）

- ・応募し、採用された方

第1期から9期まで、上記以外に構成されてきた団体等

○1号委員

観光協会、社会福祉協議会、
浜益文化団体連合会（現在なし）、石狩市文化協会

○2号委員

元役場特別職、教育委員、元福祉施設長、元役場職員

【検討していただきたいこと】

地域協議会に代わる組織について、

①人員数（現状上限15名、増減必要か？）

②人員の選出方法

★どのような団体から推薦してもらうか？人数の割り振りは？どんな人を協議に加えるべきか？
など